

## 業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

**拡充!**

- ・対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

<補助上限>30万円~600万円 <助成率>3/4 ~ 4/5

<助成対象経費の例> 機器・設備の導入:POSレジシステム導入による在庫管理の短縮  
経営コンサルティング:国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し  
その他:顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合せ先 業務改善助成金コールセンター:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)

## キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

**<対象となる方>**

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①~⑦までのいずれかを実施した事業主。

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ①正社員化コース           | ④賃金規定等共通化コース    |
| ②障害者正社員化コース        | ⑤賞与・退職金制度導入コース  |
| ③賃金規定等改定コース        | ⑥社会保険適用時処遇改善コース |
| ⑦短時間労働者労働時間延長支援コース |                 |

**<支援内容>** ※賃金規定等改定コースの場合  
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円

詳しくはこちら



問合せ先 都道府県労働局

※助成額は令和7年度の内容です

## IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

**拡充!**

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に  
対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。  
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

詳しくはこちら



問合せ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター:  
0570-666-376

補助上限:最大450万円  
補助率:1/2~4/5

## 中小企業省力化投資補助金(一般型) ものづくり補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

**拡充!**

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に  
対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。  
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

**拡充!**

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に  
対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。  
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限:最大1億円 ※従業員数による  
補助率:1/3~2/3

詳しくはこちら



問合せ先

中小企業省力化投資補助  
事業 コールセンター:  
0570-099-660

補助上限:最大4,000万円  
補助率:1/2~2/3

詳しくはこちら



問合せ先

ものづくり補助金事務局サポート  
センター:050-3821-7013